

町の 奨学金貸付制度を ご活用ください



町では、次代を担う子どもたちや農漁業および商工業の後継者のために、奨学金制度を設けて、活用していただいています。

これから入学シーズンを迎えますが、希望される方は、下記の貸付制度の内容を確認のうえお申し込みください。

なお、現在、奨学金制度を利用されている方には、教育委員会から別途、継続手続きのご案内を送付します。

【問い合わせ先】

・学校教育課総務係

☎0137-63-3131

・熊石教育事務所

☎01398-2-3111

区分	項目	目 的	内 容	対象者・手続き・受付期間	種 類 お よ び 金 額
高 等 学 校 ・ 大 学 関 係	奨学金貸付制度	有用な人材育成を目的とし、向学心に燃え能力が十分ありながら、経済的理由により就学困難な高校生・大学生等に奨学金を貸し付けする。	【対象者】 本人または保護者が八雲町民で高校・高等専門学校・大学(短大含む)および専修学校に在学または進学を希望する者であって成績優秀な者。 【手続き・受付期間】 3月末日までに教育委員会に願書を提出してください。願書は、教育委員会、町内の中学校および高等学校にあります。	【奨学金】 高校生 10,000円(月額) 高専生 15,000円(月額) 大学生・短大生 20,000円(月額) 専修学校生 高等課程 10,000円(月額) 専門・一般課程 20,000円(月額) ※卒業後1年据置10年割賦償還	
	農漁業および商工業後継者養成奨学費補助制度	八雲町における農漁業および商工業の振興のため、後継者の育成、確保を図るため、奨学費を補助する。	【対象者】 将来、八雲町内で農・漁業の自営を後継しようとする者で、高校の農業・水産課程または大学・短大の農・漁業に関する学部・学科に在学または進学予定の者。 また、商工業の後継者で大学・短大に在学または進学予定の者。 【手続き・受付期間】 同 上	【奨学費】 高校生・高専生 10,000円(月額) 大学生・短大生 20,000円(月額) ※卒業後に補助を受けた2倍の期間を八雲町内で自営の農漁業および商工業に従事した場合は、奨学費の返還が免除されます。	

いじめを見た方・受けている方・保護者の皆さんへ

子ども相談支援センター 相談窓口のお知らせ

■電話相談窓口 ☎0120-3882-56 (無料、毎日24時間対応)

■メール相談 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

※急ぎの場合、電話相談をご利用ください。

■来所相談 子ども相談支援センター(札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階)

※午前10時～午後4時、土日・祝日、年末年始はお休みです。要電話予約。

「いじめ」や「不登校」、「体罰」などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなどを相談してください。センターのWEBページに「センターへの相談事例」を掲載しています。

URL→<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/soudanjirei.pdf>

【問い合わせ先】学校教育課総務係 ☎0137-63-3131

私たちへ
話してください!

～一緒に解決します!～

- ・いじめられている
- ・学校に行きたいのに行けない
- ・誰かに聞いてほしい

